ハラスメント防止措置が 全企業で義務化されています!

防止措置 確認チェック リスト

このような 相談・悩み、職場でありませんか?

「セクシュアルハラスメント」について、**会社のどこに相談したら**良いのか?と聞かれた。

社員が「ハラスメントについて相談したら**プライバシーは守られるのか**?」と不安に思っているらしい。



ハラスメントについて 相談を受けたが、 何をする必要がある _{のだろう?}

当社のハラスメント 防止措置は法律が求め る水準を満たしている かな?

ハラスメントとは…

セクシュアルハラスメント

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要言動など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させられる行為

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法により、雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられています(裏面参照)。
 - ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに 関する情報を発信しております。社内の体制整備にご活用ください。

あかるい職場応援団





○ ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料の ダウンロードができます。社内の体制整備にご活用ください。

職場におけるハラスメントの防止のために





問合わせ先

山口労働局雇用環境・均等室

〒753-8510 山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階 電話 083-995-0390 事業主は、「ハラスメント防止措置」を講じる義務があります。 各事項について、措置を講じていれば、✓マークを記入しましょう。 ✓マークがつかない事項は、速やかに措置を講じる必要があります。

				✓ 記入欄		
事業主が講ずべき「ハラスメント防止措置」			ハラスメント関係パワー	ハラスメント関係セクシュアル	ハラスメント関係 育休等に関する 妊娠・出産	
及びその周知・啓発事業主の方針等の明確化	1	①各ハラスメントの内容 ②妊娠・出産、育休等の否定的な言動がハラスメントの発生 の原因や背景となり得ること ③各ハラスメントを行ってはならない旨の方針 ④制度等の利用ができること を明確化し全労働者に周知・啓発している。 (②④は、「妊娠・出産・育休等に関するハラスメント」に限る。)				
	2	行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を 就業規則等の文書に規定し、全労働者に周知・啓発している。				
体制の整備をめに必要なる。	3	相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知している。				
	4	相談窓口担当者が、内容や状況に応じ、適切に対応できるようにしている。				
事後の迅速かつ	5	事実関係を迅速かつ正確に確認している。				
	6	事実確認ができた場合、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。				
	7	事実確認ができた場合、行為者に対する措置を適正に行っている。				
	8	事実確認ができた場合、再発防止に向けた措置を講じて いる。(事実が確認できなかった場合も同様)				
解消する措置となる要因を原因や背景	9	業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の 労働者の実情に応じ、必要な措置を講じている。 (派遣労働者にあっては派遣元事業主に限る)	_	_		
講 ず べ き	10	相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な 措置を講じ、労働者に周知している。				
	11	事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、 労働局の援助制度の利用等を理由として解雇その他不利益 な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知している。				

○ 山口労働局 HP>法令・様式集 では、「職場におけるハラスメント防止措置 規定例・周知用リーフレット」を掲載しています。

社内の体制整備にご活用ください。

山口労働局 法令・様式集



